

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 23 日	
八戸市長 殿	
	提出者 住 所 青森県八戸市石堂2丁目11-21 氏 名 株式会社 田名部組 代表取締役 田名部 智之 電話番号 0178-20-1414
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 田名部組
事業場の所在地	青森県八戸市石堂二丁目11番21号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	完成工事高 7,867,400千円
③従業員数	120人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排 出 量	6,667.28 t	23.07 t
	（これまでに実施した取組） ○委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ○委託処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排 出 量	8,000.00 t	30.00 t
	（今後実施する予定の取組） ○これまでに実施した取組を引き続き行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○再生砕石等に再利用できるがれき類の分別に取り組んでいる。 ○再利用できる木くずなどの分別に取り組んでいる。 ○がれき類と木くずの分別を徹底するために、廃棄前の現場責任者のチェックを行うこととする。 ○金属、木くず、紙くず、廃プラの分別袋を設置し分別作業が速やかに行えるようにする。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○品目別の分別方法について社内教育を行い混合廃棄物の発生を抑制し、再資源化推進する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 6 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
排 出 量	69.26 t	31.67 t	27.23 t	4.87 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
排 出 量	120.00 t	1.00 t	80.00 t	10.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 6 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
排 出 量	8.72 t	2.29 t	201.22 t	0.14 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
排 出 量	3.00 t	40.00 t	300.00 t	2.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
排 出 量	29.16 t	- t	0.50 t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
排 出 量	100.00 t	10.00 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	6,667.28 t	23.07 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	6,667.28 t	23.07 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	○再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収がで きる業者へ委託する。		
	○処理業者の選別を詳細に行い、再生利用を行っている業者に、優先 的に発注する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量	69.26 t	31.67 t	27.23 t	4.87 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	69.26 t	31.67 t	27.23 t	4.87 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
全処理委託量	8.72 t	2.29 t	201.22 t	0.14 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	8.72 t	2.29 t	201.22 t	0.14 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
全処理委託量	29.16 t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	29.16 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	8,000.00 t	30.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8,000.00 t	30.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○これまでに実施した取組を引き続き行う。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
全 処 理 委 託 量	120.00 t	1.00 t	80.00 t	10.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	120.00 t	1.00 t	80.00 t	10.00 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
全 処 理 委 託 量	3.00 t	40.00 t	300.00 t	2.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	3.00 t	40.00 t	300.00 t	2.00 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	水銀使用製品	蛍光管	-
全処理委託量	100.00 t	10.00 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	100.00 t	10.00 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。